

一般社団法人日本脳神経外科学会
学術総会会長候補選出委員会規則

平成 17 年 1 月 23 日理事会決定制定

平成 21 年 3 月 19 日改正

平成 24 年 3 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この規則は一般社団法人日本脳神経外科学会（以下「この法人」という）の委員会細則第 4 条にもとづく、「学術総会会長候補選出委員会」（以下「本委員会」という）に関し、必要な事項を定める。

(職務)

第 2 条 本委員会の職務は、この法人の委員会細則第 4 条別表 1. 職務内容のとおり、この法人の学術総会会長候補者を、理事会に推薦する。

2 本委員会から推薦された学術総会会長候補者は理事会の議を経て承認、決定のうえ、この法人の社員総会において報告する。

(委員の選出)

第 3 条 本委員会の委員の選出については、別に定める本委員会選任規程による。

(推薦候補者)

第 4 条 この法人の学術総会会長に推薦されることを希望する者は、毎年 8 月末日までに本委員会へ申し出るものとする。

附 則

本規則を変更する場合は理事会の承認を得なければならない。